

令和7年度 総合評価落札方式【工事】 見直し概要 (青森県漁港漁場整備課 令和7年7月改定)

令和7年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

（１）本工事に使用する作業船保有に係る配点の見直し

水産土木工事や災害発生時における応急作業や復旧工事に必要不可欠な作業船を確保し、将来にわたり継続的かつ安定的に工事を実施する観点から、配点を増やし、作業船の保有水準の維持、確保を図ります。

（２）ICT 施工の加点対象を漁港含む全工種に拡大

ICT 活用工事の評価（活用提案及び実績評価）において、漁港漁場関係工事における ICT 活用工事実施要領等で定める工種を対象とし、ICT 施工の普及拡大を図ります。

（３）ICT 証明書の有効期限を短縮

ICT 活用証明書の有効期限を現行の3年間から2年間に短縮し、ICT 施工の促進、活性化を図ります。

（４）週休2日証明書の有効期限の延長

週休2日実施証明書の有効期限を現行の1年間から2年間に延長し、週休2日の質の向上を図ります。

（５）若手等技術者の評価拡大

簡易型Ⅱ（企業実績評価型）のみで評価していた若手等技術者を、監理技術者等に配置した場合での加点を、簡易型Ⅱ（基本型）にも拡大します。

さらに、簡易型Ⅱ（企業実績評価型）における、若手等技術者評価の配点を増やし、簡易型Ⅱ（若手チャレンジ型）として技術者の育成等を目指します。

（６）継続教育(取得単位)の見直し

全国土木施工管理技士連合会による継続学習制度（CPDS）ガイドラインの改訂に伴い、目標単位を緩和します。

（７）災害活動実績の評価を追加

大雪に係る市町村への除排雪の支援要請（協定）に基づく応急対策業務の実績についても評価対象とします。